

平成 28 年 6 月 6 日  
電源開発株式会社

## 「鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書」の 届出・送付および縦覧について

当社は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書」を経済産業大臣に届け出るとともに、宮城県知事、大崎市長へ送付致しました。

鬼首地熱発電所（所在地：宮城県大崎市、定格出力：15,000kW）は、昭和 50 年の運転開始以来すでに 40 年以上が経過しており、今後も長期にわたって信頼性のある供給力として継続活用するには高経年化対策が必要な状況となっています。また、平成 22 年に発生した噴気災害により設備が損壊し、出力が低下した状態が続いており、再び安定的かつ定格出力での運転を行うためには、設備の更新が必要な状況となっています。これらを踏まえ、天候に左右されず安定的な運用が可能な純国産の再生可能エネルギーを今後も長く有効に活用し、引き続き我が国における電力の安定供給と地球温暖化対策に貢献していく観点から、当社は鬼首地熱発電所の設備更新（23,000kW 級）を計画しました。

なお、既設発電所の廃止は平成 29 年度、設備更新後の運転開始は平成 35 年度を予定しています。

また、環境影響評価法に基づき、平成 28 年 6 月 7 日（火）より、本配慮書の縦覧を以下のとおり行います。

### 1. 計画段階環境配慮書の縦覧

#### （1）縦覧場所

- ・ 宮城県庁、大崎市役所、同鳴子総合支所（関係自治体庁舎）
- ・ 電源開発株式会社鬼首地熱発電所 鳴子事務所

#### （2）縦覧期間

平成 28 年 6 月 7 日（火）～7 月 6 日（水）

関係自治体庁舎については、土曜日・日曜日の閉庁日を除きます。

電源開発株式会社鬼首地熱発電所 鳴子事務所では土曜日・日曜日もご覧になれます。

#### （3）縦覧時間

午前 9 時～午後 5 時

## 2. 意見の提出

本配慮書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。

### (1) 意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- ・ 本配慮書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

### (2) 意見書の提出期限

平成 28 年 7 月 6 日（水）（当日消印有効）

### (3) 意見書の提出先

〒104-8165  
東京都中央区銀座6丁目15番1号  
電源開発株式会社 立地・環境部 環境室  
TEL：03-3546-2211

(添付資料) 鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書のあらまし

以 上